

令和7年度税制改正要望の概要

令和6年8月 こども家庭庁

令和7年度税制改正要望事項

➤ こども・子育て支援加速化プランに基づく制度改正等に伴う税制上の所要の措置

〔所得税、法人税、印紙税、個人住民税、法人住民税、不動産取得税、
固定資産税、事業所税、都市計画税、関税等〕

「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）の「こども・子育て支援加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するための子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、税制上の所要の措置を講じる。

➤ 経済社会の構造変化を踏まえた子育て支援に関する政策税制の見直し等

〔所得税、贈与税、個人住民税〕

子育て世帯は、安全・快適な住宅の確保や、こどもを扶養する者に万が一のことがあった際のリスクへの備えなど、様々なニーズを抱えており、子育て支援を進めるためには、税制においてこうしたニーズを踏まえた措置を講じていく必要がある。また、将来の経済的不安が若年層に結婚・出産を躊躇させる大きな要因の一つとなっている。こうした観点から、令和6年度税制改正大綱（自由民主党・公明党、令和5年12月14日）に基づき扶養控除等の見直し及び①から③までの措置を講ずるとともに、これらと併せて④及び⑤に関しても所要の措置を講ずる。

- ①子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充
- ②子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充
- ③子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充
- ④結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の拡充・延長
- ⑤ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付け等に係る非課税措置の延長

※一部について国土交通省・復興庁・環境省、金融庁・農林水産省・厚生労働省・経済産業省と共同要望

1 現状

- 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する事業や児童の福祉の増進について相談に応ずる事業は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）上の社会福祉事業に該当し、その公益性等に鑑みて、非課税措置など税制上の優遇措置の適用等を受けることができることとされている。
- 第213回通常国会において、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）の「こども・子育て支援加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するための子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号。以下「改正法」という。）が成立、令和6年6月12日に公布され、順次施行することとされた。
- 令和7年4月1日以降、改正法に基づき新設される「妊婦等包括相談支援事業」及び「乳児等通園支援事業」について、社会福祉法上の社会福祉事業に位置づけられること等が予定されている。

2 要望等

- 「こども・子育て支援加速化プラン」に基づく制度改正等に伴い、税制上の所要の措置を講じる。

現状・要望内容

- 令和6年度税制改正大綱（自由民主党・公明党、令和5年12月14日）に基づき扶養控除等の見直し及び住宅ローン減税等に係る所要の措置・生命保険料控除制度の拡充を講ずるとともに、
 - 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の拡充・延長
 - ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付け等に係る非課税措置の延長に関しても所要の措置を講ずる。

◎令和6年度税制改正大綱（自由民主党・公明党、令和5年12月14日）（抄）

第一 令和6年度税制改正の基本的考え方

3. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

(1) 子育て支援に関する政策税制

子育て世帯は、安全・快適な住宅の確保や、子どもを扶養する者に万が一のことがあった際のリスクへの備えなど、様々なニーズを抱えており、子育て支援を進めるためには、税制においてこうしたニーズを踏まえた措置を講じていく必要がある。そうした観点から、以下の①から③について、「6. 扶養控除等の見直し」と併せて行う子育て支援税制として、令和7年度税制改正において以下の方向性で検討し、結論を得る。

ただし、①及び②については、現下の急激な住宅価格の上昇等の状況を踏まえ、令和6年限りの措置として先行的に対応する。

① 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充

子育て世帯及び若者夫婦世帯における借入限度額について、子育て支援の観点からの上乗せを行う。具体的には、新築等の認定住宅については500万円、新築等のZEH水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅については1,000万円の借入限度額の上乗せ措置を講ずる。

また、子育て世帯においては、住宅取得において駅近等の利便性がより重視されること等を踏まえ、新築住宅の床面積要件について合計所得金額1,000万円以下の者に限り40m²に緩和する。

東日本大震災の被災者向け措置についても、同様に、子育て世帯及び若者夫婦世帯における借入限度額の上乗せ措置を講ずる。また、新築住宅の床面積要件を緩和する。

なお、所得税額から控除しきれない額については、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除する。この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。

② 子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充

既存住宅のリフォームに係る特例措置について、子育て世代の居住環境の改善の観点から、子育て世帯及び若者夫婦世帯が行う一定の子育て対応改修工事を対象に加える。

現状・要望内容

◎令和6年度税制改正大綱（自由民主党・公明党、令和5年12月14日）（抄）（続き）

③ 子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充

所得税において、生命保険料控除における新生命保険料に係る一般枠（遺族保障）について、23歳未満の扶養親族を有する場合には、現行の4万円の適用限度額に対して2万円の上乗せ措置を講ずることとする。

なお、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額については、実際の適用控除額の平均が限度額を大きく下回っている実態を踏まえ、現行の12万円から変更しない。

また、一時払生命保険については、既に資産を一定程度保有している者が利用していると考えられ、万が一のリスクへの備えに対する自助努力への支援という本制度の趣旨と合致しないことから、これを控除の適用対象から除外する。

6. 扶養控除等の見直し

児童手当については、所得制限が撤廃されるとともに、支給期間について高校生年代まで延長されることとなる。

これを踏まえ、16歳から18歳までの扶養控除について、15歳以下の取扱いとのバランスを踏まえつつ、高校生年代は子育て世帯において教育費等の支出がかさむ時期であることに鑑み、現行の一般部分（国税38万円、地方税33万円）に代えて、かつて高校実質無償化に伴い廃止された特定扶養親族に対する控除の上乗せ部分（国税25万円、地方税12万円）を復元し、高校生年代に支給される児童手当と合わせ、全ての子育て世帯に対する実質的な支援を拡充しつつ、所得階層間の支援の平準化を図ることを目指す。

さらに、扶養控除の見直しにより、課税総所得金額や税額等が変化することで、所得税又は個人住民税におけるこれらの金額等を活用している社会保障制度や教育等の給付や負担の水準に関して不利益が生じないよう、当該制度等の所管府省において適切な措置を講じるとともに、独自に事業を実施している地方公共団体においても適切な措置が講じられるようにする必要がある。

具体的には、各府省庁において、今回の扶養控除の見直しにより影響を受ける所管制度等を網羅的に把握し、課税総所得金額や税額等が変化することによる各制度上の不利益が生じないよう適切な対応を行うとともに、各地方公共団体において独自に実施している事業についても同様に適切な対応を行うよう周知するなど所要の対応を行う必要がある。

扶養控除の見直しについては、令和7年度税制改正において、これらの状況等を確認すること前提に、令和6年10月からの児童手当の支給期間の延長が満年度化した後の令和8年分以降の所得税と令和9年度分以降の個人住民税の適用について結論を得る。

ひとり親控除について、とりわけ困難な境遇に置かれているひとり親の自立支援を進める観点から、対象となるひとり親の所得要件について、現行の合計所得金額500万円以下を1,000万円以下に引き上げる。

また、ひとり親の子育てにかかる負担の状況を踏まえ、ひとり親控除の所得税の控除額について、現行の35万円を38万円に引き上げる。合わせて、個人住民税の控除額について、現行の30万円を33万円に引き上げる。

こうした見直しについて、令和8年分以降の所得税と令和9年度分以降の個人住民税の適用について扶養控除の見直しと合わせて結論を得る。

経済社会の構造変化を踏まえた子育て支援に関する政策税制の見直し等③

- (①子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充
 ②子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充 関係)

(所得税、個人住民税)
 (国土交通省・復興庁・環境省と共同要望)

住宅ローン減税等に係る所要の措置(所得税・個人住民税)

住宅ローン減税等について、令和6年度与党税制改正大綱において「①子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充」、「②子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充」として示された措置を講じる。

施策の背景

○令和6年度税制改正大綱(令和5年12月14日 自由民主党・公明党) (抜粋)

(1) 子育て支援に関する政策税制

…以下の①から③について、「6. 扶養控除等の見直し」と併せて行う子育て支援税制として、令和7年度税制改正において以下の方向性で検討し、結論を得る。ただし、①及び②については、現下の急激な住宅価格の上昇等の状況を踏まえ、**令和6年限りの措置として先行的に対応する**。

① 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充

子育て世帯及び若者夫婦世帯における借入限度額について、子育て支援の観点からの上乗せを行う。具体的には、新築等の認定住宅については500万円、新築等のZEH水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅については1,000万円の借入限度額の上乗せ措置を講ずる。

また、子育て世帯においては、住宅取得において駅近等の利便性がより重視されること等を踏まえ、**新築住宅の床面積要件について合計所得金額1,000万円以下の者に限り40m²に緩和する**。

② 子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充

既存住宅のリフォームに係る特例措置について、子育て世代の居住環境の改善の観点から、**子育て世帯及び若者夫婦世帯が行う一定の子育て対応改修工事を対象に加える**。

【現行制度の概要(住宅ローン減税)】

控除率: 0.7%		<入居年>	2022(R4)年・23(R5)年	2024(R6)年	2025(R7)年	R7年度税制改正にてR6と同様の方向性で検討
借入限度額	新築住宅・買取再販	長期優良住宅・低炭素住宅	5,000万円	4,500万円 子育て世帯等※:5,000万円	4,500万円	
	ZEH水準省エネ住宅		4,500万円	3,500万円 子育て世帯等※:4,500万円	3,500万円	
	省エネ基準適合住宅		4,000万円	3,000万円 子育て世帯等※:4,000万円	3,000万円	
	既存住宅	長期優良住宅・低炭素住宅 ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅 その他の住宅		3,000万円	2,000万円	
床面積要件		50m ² (新築の場合、2024(R6)年までに建築確認:40m ² (所得要件:1,000万円))				

*「19歳未満の子を有する世帯」又は「夫婦のいずれかが40歳未満の世帯」

与党大綱

R7年度税制改正にてR6と同様の方向性で検討

◆ 生命保険料控除制度の拡充

[農林水産省・厚生労働省・経済産業省・こども家庭庁が共同要望]

【現状及び問題点】

子育て世帯は、安全・快適な住宅の確保や、子どもを扶養する者に万が一のことがあった際のリスクへの備えなど、様々なニーズを抱えており、子育て支援を進めるためには、生命保険料控除制度においても、こうしたニーズを踏まえた措置を講じていく必要。

【要望事項】

令和6年度税制改正大綱において「子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充」として示された内容で**本年度措置すること**。

〔令和6年度税制改正大綱【抜粋】〕

生命保険料控除における新生命保険料に係る一般枠（遺族保障）について、23歳未満の扶養親族を有する場合には、現行の4万円の適用限度額に対して2万円の上乗せ措置を講ずること。

【現行】

※2012年1月以降の契約について

一般生命保険料控除	介護医療保険料控除	個人年金保険料控除
〔所得控除限度額〕 所得税:12万円・地方税:7万円		
所得税:4万円	+ 地方税:2.8万円	所得税:4万円 + 地方税:2.8万円
所得税:4万円	+ 地方税:2.8万円	所得税:4万円 + 地方税:2.8万円
所得税:4万円	+ 地方税:2.8万円	所得税:4万円 + 地方税:2.8万円

【要望案】

23歳未満の扶養親族
を有する場合

一般生命保険料控除	介護医療保険料控除	個人年金保険料控除
〔所得控除限度額〕 所得税:12万円・地方税:7万円		
所得税:6万円	+ 地方税:2.8万円	所得税:4万円 + 地方税:2.8万円
所得税:4万円	+ 地方税:2.8万円	所得税:4万円 + 地方税:2.8万円
所得税:4万円	+ 地方税:2.8万円	所得税:4万円 + 地方税:2.8万円

※一時払生命保険については、本制度の控除の適用対象から除外

現状・要望内容

<現状>

将来の経済的不安が若年層に結婚・出産を躊躇させる大きな要因の一つとなっていることを踏まえ、両親や祖父母の資産を早期に移転することを通じて、子や孫の結婚・出産・子育てを支援するため、結婚、妊娠、出産、育児の費用について一括して子・孫へ贈与を行った場合の贈与税の非課税措置を**令和7年3月31日まで**講じている。

制度のスキーム



<要望内容>

一括して子・孫への贈与を行った場合に、**贈与税の非課税措置の対象となる費用として「乳児等通園支援事業」や不妊治療に係る費用について、対象費目を追加するなど非課税措置の要件を緩和し、また当該非課税措置を2年延長し、適用期限を令和9年3月31日までとする。**

現状・要望内容

【ひとり親家庭住宅支援資金貸付金】

＜現状＞

「ひとり親家庭住宅支援貸付金」制度では、母子・父子自立支援プログラム（※1）の策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者（※2）等に対して、住居費貸付を行っており、1年間の就業継続で返済免除となるが、返済免除額（債務免除益）に所得税等が課せられる場合、自立の妨げになるという課題がある。このため、令和3年度から令和6年度までの予算における補助金を財源とした住居費貸付に係る返済免除額（債務免除益）については、既に非課税とされている。

- （※1）児童扶養手当受給者等に対し、本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせて策定する自立支援のためのプログラム。
- （※2）離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。
- （※3）当該貸付事業については、令和7年度概算要求に向け制度拡充を検討している。

＜要望内容＞

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付けによる金銭の貸付けにつき、当該貸付け（制度拡充分も含む）に係る債務の免除を受ける場合も、当該免除による受ける経済的な利益の価額については、引き続き所得税等を非課税とする措置を講じる。

【児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業】

＜現状＞

「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業」では、児童養護施設等を退所し、就職・進学する者等に対して家賃支援費、生活支援費、資格取得支援費の貸付を行っており、家賃支援費、生活支援費については5年間の就業継続、資格取得支援費については2年間の就業継続で返済免除となるところ、返済免除額（債務免除益）に所得税等が課せられる場合、自立の妨げになるという課題がある。このため、平成27年度一般会計補正予算等を財源とした家賃支援費、生活支援費、資格取得支援費に係る返済免除額（債務免除益）については、既に非課税とされている。

＜要望＞

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業による金銭の貸付けにつき、当該貸付けに係る債務の免除を受ける場合には、当該免除により受ける経済的な利益の価額については、引き続き所得税等を非課税とする措置を講じる。